

マイナンバーカードの更新・再発行

Q マイナンバーカードの更新通知書が届いた場合、更新はどうすればよいですか

A 申請書IDの記載があり、スマートフォンやパソコンをお持ちでしたらオンライン申請用二次元バーコードを読み込み、オンライン申請をご利用ください。申請書IDがない場合は、市民課（マイナンバーカード専用）：0283-85-7056にお問い合わせください。※カードの申請P9～16参照。カードの受け取りP17～20参照。更新手数料は無料です。

Q マイナンバーカードの有効期限が近づいたが、更新通知書が届かない

A 更新の通知書はおおむね有効期限の3ヶ月前に発送しています。通知書がなくても、有効期限まで3ヶ月を切っていて、本人が市民課または田沼・葛生各行政センターにマイナンバーカードを持参していただければお手続きができます。※郵便物の転送届を出している方は更新の通知書は発送されません。詳しくはお問い合わせください。

外国人の方へ

外国人の方で、在留期間に定めがある方は更新通知書が発送されません。在留カードの更新申請中の方は2ヶ月間の特例期間延長ができます。在留カードが新しくなったら、新しい在留期限までマイナンバーカードの期間延長ができますので、在留カードとマイナンバーカードを持って市民課または田沼・葛生各行政センターにお越しください。マイナンバーカードの有効期限が切れてしまった場合は、窓口でマイナンバーカードの再交付申請が必要です。この場合、有効期限切れによる再交付手数料（1,000円）がかかります。

Q マイナンバーカード再発行は、有料（1,000円）の場合と無料の場合があると聞きました。どのようなときに有料になりますか

A 下記の通りです。詳しくはお問い合わせください。

無料のケース

●市や地方公共団体情報システム機構（カード発行主体）のミス、過失による誤交付後の再交付 ●天災（り災）、その他本人の責によらない場合の再交付 ●追記欄の余白が無くなった場合の再交付 ●個人番号、住民票コード変更による返納後の再交付（本人の責によらないものに限る） ●国外転出による返納後の再交付 ●有効期間が満了する日までの期間が3ヶ月未満となった場合の再交付（5年、10年更新） ●記載事項の変更（特別養子縁組による氏名及び性別変更による性別に限る。）による返納後の再交付

有料のケース

●無料分を除く再交付（紛失、焼失、盗難、磁気不良、汚損、破損、転入未継続による失効、在留期限のある外国人の有効期限切れ等）